

第 7 回

熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

令和3年9月29日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和3年9月29日(水曜日)

午前9時58分開議  
午前10時48分休憩  
午前10時54分開議  
午前11時43分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和3年度熊本県一般会計補  
正予算(第11号)

議案第2号 専決処分の報告及び承認につ  
いてのうち

議案第4号 専決処分の報告及び承認につ  
いてのうち

議案第8号 熊本県児童福祉施設の設備及  
び運営の基準に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

報告第9号 一般財団法人熊本さわやか長  
寿財団の経営状況を説明する書類の提出  
について

報告第10号 公益財団法人熊本県総合保健  
センターの経営状況を説明する書類の提  
出について

報告第11号 公益財団法人熊本県移植医療  
推進財団の経営状況を説明する書類の提  
出について

報告第12号 公益財団法人熊本県生活衛生  
営業指導センターの経営状況を説明する  
書類の提出について

請第33号 新型コロナウイルス感染症の新  
規感染者が減少傾向にあるもとで、今こ  
そワクチンと一体に大規模検査の実施を  
求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ  
いて

出席委員(8人)

委員長 橋 口 海 平  
副委員長 高 島 和 男  
委員 藤 川 隆 夫  
委員 池 田 和 貴  
委員 西 聖 一  
委員 内 野 幸 喜  
委員 池 永 幸 生  
委員 城 戸 淳

欠席委員(なし)

議長 小早川 宗 弘

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 早 田 章 子

総括審議員

兼政策審議監 沼 川 敦 彦

医 監 池 田 洋 一 郎

長寿社会局長 下 山 薫

子ども・

障がい福祉局長 木 山 晋 介

健康局長 三 牧 芳 浩

健康福祉政策課長 椎 場 泰 三

首席審議員

兼健康危機管理課長 上 野 一 宏

高齢者支援課長 篠 田 誠

認知症対策・

地域ケア推進課長 本 田 敦 美

社会福祉課長 永 野 茂

子ども未来課長 坂 本 弘 道

子ども家庭福祉課長 米 澤 祐 介

障がい者支援課長 下 村 正 宣

医療政策課長 阿 南 周 造

国保・高齢者医療課長 池 永 淳 一

健康づくり推進課長 岡 順 子

薬務衛生課長 樋 口 義 則

病院局

病院事業管理者 渡 辺 克 淑  
総務経営課長 杉 本 良 一

事務局職員出席者

議事課主幹 前 原 真由美  
政務調査課課長補佐 松 本 浩 明

午前9時58分開議

○橋口海平委員長 おはようございます。

ただいまから第7回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載のとおり、執行部の議案等説明と質疑応答を2つのグループに分けて実施することとしております。

まず、前半グループの健康福祉部の8課の議案等について、執行部の説明を求めた後に質疑を行いたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

また、本日は、委員会室への入室人数を抑えるため、マスコミ等の入室を一部制限しております。これに対処するため、本日の委員会の様子をパソコン等で視聴できるよう庁内に配信しておりますので、発言内容が聞き取りやすいよう、明瞭に発言をいただきますようお願いいたします。

それでは、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、付託議案等について担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、早田健康福祉部長。

○早田健康福祉部長 議案の説明に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症への対応について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の第5波は、デルタ株の影響で、全国で爆発的に感染が拡大しました。県内では、第4波までと同様に、まずは飲食店関係の感染が増加し、その後、家庭内感染や学校、保育所での感染が多発しましたが、まん延防止等重点措置による対策の効果やワクチン接種が進んだことなどにより、8月中旬以降、新規感染者数の減少傾向が継続しています。このような状況を踏まえ、昨日、国において、9月30日で本県のまん延防止等重点措置を解除することが決定されたところです。

第5波は、過去最大の波となりましたが、県民、事業者、医療従事者など皆様の御協力により、本県の感染状況が改善されましたことに心より感謝申し上げます。

しかしながら、熊本市内の病床使用率は、いまだ30%を超えており、十分に改善したとは言えない状況です。このため、10月1日から14日までの期間を医療を守る行動強化期間として、一部の対策を継続することとしております。これらの対策により、第5波の収束に向けて、感染を徹底的に抑え込んでまいります。

続きまして、本議会に提出しております健康福祉部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係3議案、条例等関係1議案、報告4件でございます。

まず、議案第1号の令和3年度熊本県一般会計補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として、患者等を受け入れる医療機関の病床確保に対する助成に要する経費など137億6,000万円余の増額、通常分として、医療機関が行う医療従事者の勤務環境改善に対する助成に要する経費など1億4,000万円余の増額で、総額139億円余の増額をお願いしております。

また、議案第2号の専決処分の報告及び承

認については、ワクチンの個別接種及び中小企業等が実施する職域接種の促進に要する経費など69億1,000万円余を増額する専決処分を行っており、今回その承認をお願いするものです。

次に、議案第4号の専決処分の報告及び承認については、緊急小口資金等の特例貸付けを実施する県社会福祉協議会の貸付原資に対する助成に要する経費など20億8,000万円余を増額する専決処分を行っており、今回その承認をお願いするものです。

また、条例等関係につきましては、議案第8号、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを提案しております。

次に、報告関係につきましては、報告第9号、一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について外3件を御報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案の概要です。詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしく御申し上げます。

○橋口海平委員長 引き続き、担当課長より、議案第1号から説明をお願いいたします。

○椎場健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

令和3年度9月補正予算関係について御説明を申し上げます。

厚生常任委員会説明資料の2ページを御覧いただきたいと思います。

上段の社会福祉総務費で3,380万円余の増額補正をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

1の社会福祉諸費の県総合福祉センター管理費につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策のため、非接触式自動温度計、手

指消毒器、飛沫感染防止アクリル板の購入及び施設内における和式便器を洋式化するもので、所要額として1,080万円余を計上しております。

続いて、2の福祉総合相談所費の福祉総合相談所運営費につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策のため、施設内のトイレ、手洗い場の自動水栓化、男性用小便器の自動水栓化及び和式便器を洋式化するもので、所要額として2,300万円を計上しております。

続きまして、下段の保健環境科学研究所費でございます。879万円余の増額補正をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

1の管理運営費の保健環境科学研究所運営費につきましては、新型コロナウイルスの感染防止対策のため、施設内のトイレ、手洗い場の自動水栓化、和式便器の洋式化及び多目的トイレ、障害者等の利用する施設でございますけれども、こちらのほうのトイレのドアを自動化するもので、所要額として879万円余を計上しております。

健康福祉政策課は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

令和3年度9月補正予算関係について御説明申し上げます。

委員会資料の3ページをお願いいたします。主な項目について御説明いたします。

まず、予防費でございますが、2億4,456万円余の増額補正をお願いしております。

主な内容といたしまして、説明欄1の(1)保環研検査関連機器整備事業でございますが、これは、保健環境科学研究所における検査機器の老朽化等に伴います備品の整備に要する経費でございます。

次に、説明欄(2)の新型コロナウイルス感

感染症保健所機能強化事業でございますが、これは、自宅療養者の健康観察や保健所が行います感染症対策に要する経費、具体的には、感染性廃棄物の処理費用でございます。

次に、説明欄(3)の新型コロナウイルス感染症医療・検査等体制整備事業でございますが、これは、医療機関等が行いますPCR検査機器や発熱外来の設備の整備費用について助成を行う経費でございます。

続きまして、下の段の食品衛生指導費でございますが、31万8,000円の増額補正をお願いしております。これは、食肉衛生検査所におきましての非接触式の自動温度計の購入と新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

続きまして、環境整備費でございますが、5,044万円余の増額補正をお願いしております。

主な内容といたしまして、説明欄1の(1)動物愛護センター維持補修費でございますが、これは、動物愛護センターにおきます感染防止対策としての非接触式の自動温度計等の購入等に要する経費でございます。

次に、説明欄(2)の動物愛護推進事業でございますが、これは、現在整備中の新動物愛護センターにおきます造成工事に要する経費でございます。これにつきましては、令和4年度中の造成工事を前倒しで取りかかるための経費でございます。

健康危機管理課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○本田認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

9月補正予算につきまして、説明資料の5ページをお願いします。

老人福祉費でございますが、3,643万円余の増額をお願いしております。

右側説明欄を御覧ください。

「通いの場」における介護予防活動促進事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症の第5波収束を見据え、高齢者の皆様の介護予防の拠点である通いの場への参加再開を促進するための広報事業が1つ、また、自粛期間中の身体機能の低下が心配との御意見は先生方からもいただいているところでございますし、予想にも難くないところでございますので、現時点での状況と、通いの場での数か月間の活動の後に、運動器機能を評価する取組に御協力いただく施設等への協力金の支給に要する経費を計上しております。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○坂本子ども未来課長 子ども未来課でございます。

資料、おめくりいただき、6ページをお願いいたします。9月補正予算でございます。

児童福祉総務費で1,500万円の増額補正をお願いしております。

説明欄をお願いいたします。

「くまもとスタイル」結婚推進事業について、新規の取組を計上しております。新型コロナウイルスの影響が長期化し、自粛ムード等続く中、感染状況を見極めつつでございますが、若い方の結婚を応援するキャンペーンを少子化対策の切り口として実施するものでございます。

財源につきましては、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金を活用させていただきます。

委託事業として事業の実施を予定しております。公募による企画コンペを行いまして、事業者を選定する予定としております。

時期的には、年明けから年度内という形で実施を見込んでおります。

子ども未来課につきまして以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

資料の7ページをお願いします。

9月補正予算で5件の新型コロナウイルス対応関係予算をお願いしております。

まず、障害者福祉費で3件、8,500万円余の増額補正をお願いしています。

説明欄(1)の就労継続支援事業所の生産活動活性化支援事業ですが、これは、新型コロナウイルスの影響を受けている就労継続支援事業所に対しまして、生産活動の再起に係る経費を助成することで、利用者の工賃の下支えを行うものでございます。

次に、(2)の障がい福祉サービス従事者研修等の受講環境構築事業ですが、これは、指定事業者が実施しますサービス管理責任者研修などの研修において、感染防止のための講義のオンライン化や分散開催などに要する経費について助成を行うものでございます。

次に、2の福祉センター設備等改修事業ですが、これは、県有施設における感染防止対策の徹底を図るために、県の身体障害者福祉センターにおける男子トイレの自動水栓化などに対する感染防止対策に要する経費でございます。

次のページをお願いいたします。

上段の児童福祉施設費で2,300万円余の、下段の精神保健費で180万円余の増額補正をお願いしております。こちらも同じく、いずれも県有施設の感染防止対策の徹底を図るために、上段は、県こども総合療育センターにおける、また、下段は、県精神保健福祉センターにおけるトイレ、手洗い場の自動水栓化などの感染防止対策に要する経費でございます。

以上、9月補正予算としまして、合計で1億1,000万円余の増額をお願いしております。

障がい者支援課の説明は以上です。御審議

のほどよろしく願いいたします。

○橋口海平委員長 次に、議案第2号の説明をお願いいたします。

○上野健康危機管理課長 令和3年8月2日付専決処分に係る補正予算について御説明申し上げます。

厚生常任委員会説明資料の14ページをお願いいたします。

予防費でございますが、50億1,109万円余を専決処分させていただいております。

主な内容といたしまして、説明欄1の(1)新型コロナウイルス感染症医療・検査等体制整備事業でございますが、これは、保健環境科学研究所及び熊本市環境総合センターにおきますPCR等の検査機器の整備に要する経費及び医療機関等が行う検査機器等の整備費用について助成を行う経費でございます。

続きまして、説明欄(2)の新型コロナワクチン接種体制支援事業でございますが、これは、医療機関が行います個別接種の促進、住民からの専門的な相談や副反応への対応に要する経費及び中小企業や大学等が実施します職域接種への助成を行う経費でございます。

健康危機管理課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○橋口海平委員長 次に、議案第4号の説明をお願いいたします。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

資料の17ページをお願いいたします。専決処分の承認をお願いするものでございます。

まず、上段の社会福祉総務費として専決処分を行った20億5,400万円の承認をお願いするものでございます。

説明欄でございますが、生活福祉資金貸付事業は、緊急小口資金等の特例貸付けを実施

する熊本県社会福祉協議会の貸付原資について、全額国庫補助により助成を行うものです。

今回の助成は、申請受付期間が本年8月末から11月末まで延長されたことを受け、事業の実施に必要な貸付原資を助成するものでございます。

次に、下段の生活保護総務費として専決処分を行った2,650万円の承認をお願いするものでございます。

説明欄でございますが、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、緊急小口資金等の特例貸付けが限度額に達したこと等により、新たな貸付けを利用できない生活保護に準じる世帯に対して支援金を支給するものでございます。

今回の増額は、申請受付期間が本年8月末から11月末まで延長されたことを受け、事業の実施に必要な経費の増額を行うものです。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 次に、議案第8号の説明をお願いいたします。

○米澤子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

議案第8号、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

厚生常任委員会説明資料の18ページからでございます。18ページ、19ページが議案の内容でございます。20ページにその概要を記載しておりますので、そちらのほうで御説明させていただきます。

20ページを御覧くださいませ。

条例改正の趣旨といたしましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、これが国の省令としてあるわけでございますけれど

も、その省令の一部を改正する省令の施行がされました。これに伴いまして、県条例の関係規定の整備を行うものでございます。

内容といたしましては、乳児院等の施設長の要件のうち、児童福祉司となる資格を有する者または社会福祉主事となる資格を有する者に必要な従事期間につきまして、児童福祉事業または社会福祉事業に従事していた期間を、相談援助事業に従事していた期間に改正するものでございます。

あわせまして、本条例の施行前に乳児院等の施設長として勤務していた者が、本条例の施行後も、引き続き業務を行うことができるよう経過措置を設けるものでございます。

施行期日といたしましては、令和4年の4月1日を予定しています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 最後に、報告第9号の説明をお願いいたします。

○篠田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

21ページでございます。

報告第9号、一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況についてでございます。説明のほうは、次の22ページの概要により説明をさせていただきます。

まず、1番でございますが、財団の概要につきまして、(1)の設立年月日は平成3年11月1日でございます。設立目的としましては、高齢者の生きがいと健康づくりに関する事業を行うというものでございます。主な出捐者としては、県、市町村、民間企業等でございます。

次に、2番、令和2年度の事業内容についてですが、3つ掲げておまして、1つ目の熊本さわやか大学校についてでございますが、高齢者の生きがい再発見や高齢社会にお

けるリーダーの育成などを目的としまして、熊本市と八代市で開講しております、昨年度は111人の方が受講されております。

2つ目のシルバー作品展でございますが、日本画や洋画、写真など、高齢者の文化活動の促進を目的として開催しております、令和2年度は、233点の出展をいただき、県立美術館で開催したところでございます。

3つ目の高齢者への就労支援事業としましては、県の総合福祉センターや各地域振興局に無料職業紹介所を開設しております、職業相談や職業紹介を行っており、昨年度は262人の方が就職をされております。

次に、3番の令和2年度決算についてですが、経常収益は4,600万円余、経常費用は4,400万円余、当期の経常増減額は280万円余となっております。

次に、4番の令和3年度の事業計画でございますが、これは、おおむね令和2年度と同様の事業を予定しているところでございます。

最後に、5番の令和3年度の予算についてでございますが、経常収益、経常費用ともに6,200万円余を計上しております、収支の均衡を図ることといたしております。

今後とも、当該法人の予算執行等に当たっては、より一層効率的な執行と適切な運営が行われるよう指導、助言に努めてまいります。

高齢者支援課からの報告は以上でございます。

○橋口海平委員長 以上で前半グループの説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、明瞭に、はっきりとした口調で発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○藤川隆夫委員 障がい者支援課、7ページの障がい者福祉諸費の1番の就労継続支援事業所の生産活動活性化支援事業に関してなんですけれども、当然、コロナ禍において就労支援事業をやっている事業体が極めて厳しい状況にあるというふうに考えております。その中で、個々の事業所によっても違うかもしれませんが、全体的にはどの程度の落ち込みがあったのか。また、その落ち込みによって実際に仕事をしている方々の工賃がどの程度まで落ちたのかということをまず教えていただければと思います。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

まず、こちらが調査を行っておりますのは、A型の事業所において生産活動にどれだけ影響あったかというのを調べておりますが、実際にその53%の事業所が3割以上落ち込んでいるという結果になっております。それで、こういう補助金が必要だろうということを判断したところです。

それと、これは速報値ですけれども、こちらはB型の事業所になりますが、実際に工賃の調査では、令和2年度の平均工賃が月額で1万5,062円というふうになっていまして、これは前年度の1万5,372円より2%減少しております。この減少というのは大体5年ぶりということもありますんで、やはりこちらもコロナの影響が大きく考えられるところだと判断しているところです。

○藤川隆夫委員 今で言うと、A型が3割以上落ち込みは53%の事業者であったということ。そうすると、実際に工賃に関しては、



このA型はよく把握はまだできていないのかな。B型に関しては、今あった2%ぐらい工賃落ちているって話がありましたけれども、A型のほうは分かりますか。

○下村障がい者支援課長 A型の場合は、契約が最低賃金になって、これは払うことになっていますので、生産活動自体は落ちているんですけども、実際の平均の月額については、最低賃金がちょっと上がっていることもありまして、若干上がっている状況になります。

最新の調査では、平均の月額の賃金ですが、7万4,608円が令和2年度のA型の賃金でして、月額です、前年度が7万4,291円ですので、0.4%少し上がっていると、A型のほうはそういう状況でした。

○藤川隆夫委員 今の話で、当然、A型の場合は最賃を守らなきゃいけないってことで、逆に言うと、企業側のほうに負担がよりかかっているというふうに考えております。そういう意味において、今回これを支援するって形でありますんで、ぜひ支援していただかないと、最終的には、作業されている障害者の、雇用されている方々の雇用にも、逆に言うと、影響が出る可能性もあるのかなというふうに考えておりますし、また、今後、10月1日から最賃が上がりますんで、これによって、これがどういうふうな影響がさらに出てくるのかっていうのがまだ見えない部分がありますけれども、その部分もきちっと見ていただいて、雇用されている方々が解雇になるとか、あるいはそういうふうなことがないように指導していただくとともに、実際の事業者に対する支援も併せてやっていただければと思いますんで、よろしく願いいたします。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○池田和貴委員 藤川委員の質問に関連してなんですが、先ほど、同じ7ページの1番の(1)、これ、生産活動の再起に必要な経費についての助成ってことなんですけれども、具体的にはどういうことをやられるのか、ちょっと教えていただけますか。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課です。

もともと就労継続支援事業所の会計には、就労会計と福祉会計がありまして、工賃とかは就労会計から出されています。就労会計につきましては、生産の収益から生産にかかる経費を引いて、その残りを工賃で分けるという形になりますが、今回の助成は、生産にかかる経費について助成をすることになる、固定経費とか、そういう分について助成をさせていただくことで、工賃に回す分が増えてくるという形を考えております。

○池田和貴委員 分かりました。了解です。

やはり、先ほど藤川委員がおっしゃったように、特にA型の事業所、大変なところが多いかというふうに思いますので、ぜひサポートしてあげていただきたいというふうに思います。

続けてよろしいですか。

すみません。これは結構いろんなところに係るんですけども、今回、いわゆる水洗い場とかトイレの改修っていうのが結構いろんな課でまたがって出てくるんですけども、これによるその感染防止の意義とか、そういったところは、すみません、ちょっと、分かっている人は分かっているんでしょうけれども、なぜトイレの改修を感染防止のためにいろんなところでやるのかということを、ぜひちょっと教えていただきたいなと思うんですけども。誰かな。総合的に答えてもらおうかな。

○橋口海平委員長 どなたか、トイレの改修の。

○池田和貴委員 結構何課にもまたがっているところがありましたよね。

○沼川総括審議員 基本、多分これ、厚生常任委員会分だけじゃなくて、県有施設全部で財政側も今回予算化をしまして、当然、カランとかの金属のところウイルスがとどまって、何十時間とかいうこともありますので、不特定多数が使う施設のそういったところの水回りのところについては自動洗浄にすることとか、あと、本庁は、体温計が大体出入口のところについていますが、出先機関は十分配慮もされていないので、そういったところを今回統一的にやるということで聞いております。

○池田和貴委員 分かりました。

感染防止に必要なもので、やっぱり今の、今後感染防止っていうのは非常に大きな課題の一つになりますので、そういったものが、改善すべきところをこの機会に直していくってことは、これはもう必要なことだというふうに思いますので、今の、すみません、説明で分かりました。

やはりトイレで、そこでやはり一定時間になると水洗で流れるようにするっていうことですよね。それでウイルスの滞留を防ぐということだというふうに思います。それは必要だというふうに私も思いました。ありがとうございました。

○内野幸喜委員 3ページ、健康危機管理課の(2)の保健所機能強化事業なんですけれども、この中に自宅療養者の健康観察等があります。昨日から毎日メールで送られてくる資料で、おととい時点で自宅療養者が100

人、26日なんかは118人、こうやって毎日送っていただいているんですけども、これ、熊本市の例だったと思うんですが、自宅療養される方、いろんな軽症だったり無症状で自宅療養の方もいらっしゃれば、そうじゃなくて、いろんな事情で自宅療養をせざるを得ない方もいらっしゃいます。

これ、先ほど言いました熊本市のことだったと思うんですが、ペットを飼ってて、一人で住んでいらっしゃって、どうしてもペットを見てもらう方がいないと、頼める方がいないっていうことで自宅療養をされてて、残念ながらお亡くなりになったっていう方がいらっしゃいました。

今現在、その自宅療養者に対して、どのような健康観察を行っているのかっていうのをちょっとまず聞かせていただければと思います。

○上野健康危機管理課長 自宅療養者への健康観察ということでございますが、昨日時点で80名、県内で、熊本市も含めましていらっしゃいます。基本的には保健所、それと、保健所が名簿を提出しまして、熊本県の療養支援センターのいずれかで健康観察を1日2回行うことにしております。

ただ、前提といたしまして、本県の場合には、自宅療養が可能な方は、その前に宿泊療養型の対象の方であって、ですから、当然無症状もしくは軽症の方が前提になります。家庭の事情とか、いずれかの理由によりまして、自宅がいいと希望されて、医師が総合的に自宅でもオーケーと判断された方が自宅療養をされています。

残念ながら、熊本市の方で自宅療養中にお亡くなりになった方につきましては、ペットを飼っていらっしゃったということで、御本人さんの意思でどうしても自宅がいいと、ペットと離れたくないという方というふうにお聞きはしておりますけれども、保健所のほう

でも、そういったペットの預かり先とかも紹介はしておりますので、そういった方でも、気兼ねなくといいますか、ペットを預けていただいて、自分はホテルに行っていたとか、そういった形を勧めるように県のほうではやっておるところでございます。

○内野幸喜委員 いろんなケースに対応していると、できているっていうことだと思います。

これ、他県もそうだったんですけども、急激に容体が重症化、重篤化するケースもあるっていうことなんで、この自宅療養者に対する健康観察というのは非常に難しい面あると思うんですね。基本的には、連絡を取り合って、今の健康状態をお聞きしているっていうことだと思うんですが、例えば、これ、住民の方と非常に身近な基礎自治体、そういったところであれば、例えば、すぐ近くなんで、自宅にもお伺いすることもできますし、また、情報も市町村持っているんで、近隣の方とかとの情報共有とか、そういったことも非常にこれからやっていってもいいんじゃないかなと思うんですが、その点はどうか。もしかしたら、今実際そういうこともやっちらっしゃるかもしれないんですけども。

○上野健康危機管理課長 自宅療養される方の考え方といいますか、中には、知られたくないと思われる方もいらっしゃるんですけど、とにかく、自分が感染をしたっていうことはもう知らせないでくれとおっしゃる方がいらっしゃる。ということで、災害に備えて、また、あと、緊急時に備えまして、今のところ、本人様から同意書を頂いて市町村に情報提供している状況でございます。

○内野幸喜委員 すみません。市町村も知らないわけですね、基本的に。ただ、同意書を

取ってというケースがあると。そこは、すみません、今後も健康観察をしっかりとやっていただければというふうに思います。

あと、もう1点いいですか。

すみません。これは、6ページの子ども未来課、新規事業ですけれども、「くまもとスタイル」結婚推進事業、ちょっと詳しく教えていただければなというふうに思います。

○坂本子ども未来課長 実は、この「くまもとスタイル」結婚推進事業、この事業自体は当初予算でも計上させていただいておる事業でございます。

今回、その一部の事業として、コロナの交付金を使ったキャンペーンを予定しております。2つの視点を考えておまして、1つは、これはやはり結婚式もそうなんですけれども、婚姻の件数も、昨年度は、一昨年は7,500件程度だったんですけども、1割、700件ぐらい婚姻の届出自体も減って、これは先送りをされているのか、いろんな事情、例年、その前の年が100件の減ぐらいでしたので、かなりやはり見送られているところが多いと。

そういう中で、そういう現実として考えられている方を後押しするような、コロナに対応したイベント、そういうものであったり、あるいは、今、これは当初予算のほうで計上しておる結婚応援の店と言って、いろんな飲食店であったり、保険会社さんであったり、特典をつけていただくような事業を当初予算でお願いした部分を今進めております。それとタイアップした形で、そこを後押しするようなものが1つ。

それと、もう1つは、現実の結婚はまだ先の若い世代、例えば、極端な話、高校生であったり大学生の方であったり、そういった方にも、結婚だけではないんですけども、自分のライフデザインっていうのを考えていただくような、これは、どちらかというと、少

子化対策としてのちょっと大きな視点での施策の一環として、そういった企画も併せた形で今回やれないかなと考えている予定でございます。

ちょっと状況として、このコロナの状況がどうなるかっていうのが見えない部分あるんですけども、できれば、それをちょっと、若い人たちが集まるような形での何らかのイベントという形でできればということで、今検討しているところでございます。

○内野幸喜委員 ちょうど今回、陳情、要望の中に、熊本ブライダル協議会さんのほうから出ています。恐らくそういう業界も厳しいんだろと思いますが、それと別に、少子化対策っていう切り口であるとか、そういったことがメインということですよ。

○坂本子ども未来課長 もちろん、結婚式、現実として見送られている方に、いやいやこういう形だったらできるんですよっていう部分を、そういったブライダル関係の方のアドバイスもいただきながらやるというのも一つの——、そのコロナの交付金を活用させていただきますので、そういった意味では、そういう趣旨もでございます。

それと、我々として、もう少し長いスパンでの自然増という部分にどう立ち向かっていくかというの2つの側面を考えているところでございます。

○内野幸喜委員 これ、民間事業者に委託してっていうことになるんですか。

○坂本子ども未来課長 恐らく、例えば、その企画系の会社さんでありますとか、あるいはメディア系とかそういったところ、通常、そういったイベント等をやられているところに広く公募をかけてみようかなと思っております。

○内野幸喜委員 これからスタートっていうことですよ、恐らく。なかなか少子化対策というのは、すぐどうこう、難しいですけども、例えば、結婚っていうことに限定して言うなら、例えば、成案件数っていうか、よく分からないんですが、そういう結果が出てくるわけですよ、ある程度何年後かには。やっぱり何かそういう目標って立てているんですか。

○坂本子ども未来課長 非常にこれはもう我々も、当然県議会も含めて、この結婚をどう行政として取り組んでいって非常に難しいテーマでございまして、なかなかそこを数字として上げるというのは、我々として数字として掲げているのは、とにかく少子、いわゆる自然出生数の減に何とか歯止めというか、くさびが打てないかというところでの数字というのはございますけれども、結婚に数値目標というのは、現状考えているところではございません。

○内野幸喜委員 本当これ、非常に難しいところはあろうと思うんですよ。ただ、行政として、こうやって結婚推進事業ということを応援していくわけですから、やっぱりそれなりの効果は求められると思うんですよ。だから、そこは、これからスタートすると思うんですが、そういったことも含めた形の事業をしてほしいなというふうに思います。

○西聖一委員 2点お尋ねします。

1点目は、今の内野議員のことと同じなんですけれども、結婚相談事業で地域対策とか企画っていうイメージがあって、何でこれするかという話、今他課との連携ということで理解したんですが、この児童健全育成費の中に、この費目系ではちょっとおかしいんじゃないか、対象も違うんじゃないかと思うの

で、できれば、新しい費目をつくるべきじゃなかったのかなってのが1点です。

それと、17ページです。

生活福祉貸付資金、これ、現状でどれくらいの貸付件数があって、そのうちどれくらい却下されたのかなというのが分かれば教えていただいて、そして、その次の下の生活保護事業費の中を見ると、その却下された人を救済できるような仕組みになっているというふうに理解していいのかを教えてください。

○橋口海平委員長 まず、1点目の質問について、坂本子ども未来課長。

○坂本子ども未来課長 1点目の御指摘、費目がその事業内容と合っていないのではないかとこの部分につきまして、非常に御指摘、ごもっともといたしますか、児童というところには少しあれかなという部分で、今回が一応補正予算ということで、既存事業の中にこの事業をちょっと追加という形で予算上計上させていただいたことで、その費目というのがちょっと引っ張られている形になっております。当然、どういった性質で、歳出予算の項目上どういった形がいいか、あるいはちゃんと立てたほうがいいんじゃないかと、そういった御指摘につきましては、今後、当初予算、当然、この少子化対策、いわゆる移住、定住的な部分も含めて総合的にやっていくという方向ですので、健康福祉部として、子ども未来課としてふさわしい予算計上の在り方は追求してまいりたいと考えております。

以上です。

○橋口海平委員長 2点目の質問の永野課長。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

まず、生活福祉資金の貸付けの関係でござ

いますけれども、昨年の3月からスタートしております、これ、今年の8月末現在の全体の申請でございますけれども、まず、緊急小口資金のほうが、件数でいいますと、1万8,000超の申請申込みになっています。総合支援資金のほうは、新規と延長と再貸付けというのがございますけれども、トータルで、やはりこちらも1万8,500件程度の申込みがっております。金額でいいますと、全体で約131億ぐらいの申込みが、8月末現在であっているというふうな状況でございます。

当然、県社協のほうが事業実施主体でございますので、県社協のほうで、中身といたしますか、必要性とか、資金の使途とか、償還能力等を基に審査を行うというふうな状況になっております。

こちらは、すみません、7月末現在の状況でございますけれども、貸付決定でございますと、91.4%ぐらいが決定になっているというふうなことでございます。それ以外については、一部審査中もございますけれども、不承認といたしますか、決定になっていない状況になっております。

それで、もう1点お尋ねありました17ページの下段のほうの自立支援金でございますけれども、こちらのほうは、小口資金と総合支援資金をもう借りて、それで、もう新たに貸付けができない方を対象にしております。ですので、先ほど出た総合支援資金については、当初と延長と再貸付けというのがあるんですけれども、その再貸付けまで行った方が基本的に対象になります。再貸付けでオーケーだった方も、再貸付けで駄目だった方も、そこは対象になるということでございますけれども、新たに貸付けができない方が対象となっております。

以上でございます。

○西聖一委員 了解しました。結構でございます。

○橋口海平委員長 大丈夫ですか。

○西聖一委員 はい。

○池永幸生委員 5ページですけれども、新しく補正を組んでありますけれども、通い場へのこの広報、この周知をどのようにされるのかと、もう一つは、施設等への協力金の支給に関する、これは基準か何かあるんでしょうか。

○本田認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

最初の御質問の広報につきましてですが、高齢者の方ということになりますので、新聞ですとか紙面を使ったものをやるっていう部分と、あとは、テレビ等で運動の模様とか、そういったものをお伝えするような内容を考えておりますが、これから詳細につきましては検討いたしまして、適切なものを進めてまいるといところでございます。

あと、次の相談のほうの基準ということですが、こちらにつきましては、その調査をする方のお1人当たりに対して実施をしていただいたら、協力金をお支払いするという仕組みでございます。

以上です。

○池永幸生委員 分かりました。

○橋口海平委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

なければ、以上で前半グループの質疑を終了いたします。

それでは、説明員の入替えを行いますので、ここで約5分間休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時54分開議

○橋口海平委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、後半グループ、健康局の付託議案等について、執行部の説明を求めた後に質疑を行いたいと思います。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

また、本日の委員会は、パソコン等で視聴できるよう庁内に配信しておりますので、発言内容が聞き取りやすいよう、明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、担当課長より、議案第1号から説明をお願いいたします。

○阿南医療政策課長 医療政策課でございます。

説明資料の9ページをお願いします。

9月補正関係では、予防費で133億1,076万余の増額をお願いしております。

内訳は、説明欄1、感染症予防費、(1)新型コロナウイルス感染症入院医療機関設備整備事業です。この事業は、コロナ患者等の入院受入れ医療機関において、診療に必要な人工呼吸器等の設備整備に要する経費に対し助成するものです。財源となる国の事業が、当初、本年9月末までとされておりましたが、10月以降も継続されるということになりましたので、下期分の追加の予算をお願いするものでございます。

次に、(2)新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業です。この事業は、コロナ患者等の入院受入れ医療機関の病床確保に要する経費に対し助成するものでございます。当初予算では、確保病床を550床と見込んでおりましたが、これまでさらなる病床確保を進めた結果、9月21日現在で最大758床を確保できましたので、追加の予算をお願いするものでございます。

次に、(3)医療機関感染対策支援事業です。

この事業には2つの小事業がございます。

1つが、救急医療等を担う医療機関における院内感染防止に必要な設備費に対する助成です。さきの6月補正で待ち受けとして9,100万円を計上しておりましたが、対象医療機関に上期分の要望調査を行った結果、44施設から1億6,500万円の要望がありました。下期分を含めまして、追加の予算としまして2億3,900万円をお願いするものでございます。

もう一つが、及び以下に記載の新型コロナウイルス感染症に医療従事者等が感染したことにより休業または診療を縮小した医療機関が、継続再開に要する経費に対する助成です。経費の対象は消毒費などです。こちらは、実際に休業等をした医療機関に要望調査を行った結果、7施設から要望があり、今後の見込みも含めまして、今回必要な予算として978万円余をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、10ページ、お願いします。

保健師等指導管理費で9,318万円余の増額をお願いしております。

内訳は、説明欄1、看護師等確保対策費、医療従事者勤務環境改善推進事業です。この事業は、医療機関における勤務環境改善に要する経費に対し助成するものでございます。助成の対象は、救急医療機関等で長時間労働となっている勤務医師の労働時間短縮のために必要な経費です。

例えば、その医師の事務を補助する職員の人件費や、ICTの機器導入経費等です。当初予算でも7,500万円を計上しておりましたが、今年3月末に国の補助単価が1床当たり13万3,000円から2倍の26万6,000円に増額されたことを受け、再度要望調査を行った結果、4施設から増額、4施設から新規で要望がございましたので、追加で予算をお願いするものです。

医療政策課は以上でございます。御審議の

ほどよろしく申し上げます。

○岡健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で、今回201万円余の増額補正をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

栄養指導対策費につきまして、健康増進法施行事務費の国民健康栄養調査等に要する経費となります。これは、健康増進法に基づきまして、国民の健康増進の基礎調査とするため、毎年、厚生労働省が各都道府県に委託して実施するもので、今年度、拡大調査となりまして、調査地区が増加したため、調査に係る費用を増額するものでございます。

健康づくり推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

薬務費について、381万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

(1)薬価等基準調査費につきましては、100万円の増額をお願いしております。これは、後発医薬品の品質確保や信頼確保のための試験検査に要する経費でございます。

次に、(2)の医薬品検査及び一斉取締費につきましては、281万円余の増額をお願いしております。これは、保健環境科学研究所で行います医薬品検査に用いる機器の購入に要する経費でございます。

薬務衛生課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○橋口海平委員長 次に、議案第2号の説明をお願いします。

○阿南医療政策課長 医療政策課でございます。

15ページをお願いします。

8月2日、専決処分の報告でございます。

予防費で19億円の増額を行っております。

内訳は、説明欄1、今回の9月補正も提案しておりますが、感染症予防費、新型コロナウイルス感染症入院医療機関設備整備事業です。当初予算では、待ち受けとしまして3億円を計上しておりましたが、対象医療機関に上期分の要望調査を行った結果、40施設から22億円の要望がありました。事業の要件といたしまして、9月末までに設備整備を完了する必要がありますがありましたので、差額の19億円を増額の上、専決処分をさせていただきました。

医療政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○橋口海平委員長 次に、報告第10号の説明をお願いします。

○岡健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の23ページをお願いいたします。

報告第10号、公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況について御報告いたします。

概要につきましては、次の24ページで御説明いたします。

まず、1の財団の概要ですが、熊本県総合保健センターは、生活習慣病予防やがん予防のため、健康診断や保健指導、普及啓発等による県民の健康の向上を目的に、昭和60年に設立されまして、平成24年に公益財団法人に移行しております。

続きまして、2の令和2年度事業報告になります。

主な事業について御説明いたします。

主な事業の(1)、保健事業の推進ですが、協会けんぽ健診等の職域健診を拡大するた

め、新たに3事業所と契約を締結しております。

次に、(2)の精度管理の向上では、健診受診後、精密検査の受診勧奨回数を1から2回から3回に増やすことで、受診率が79.2%と前年度より約3.6%向上しております。

(3)の産業保健活動の推進では、事業者の健康経営に対しまして、禁煙や食育指導など、総合的なサポートを行っております。

続きまして、令和2年度決算の概要でございます。

経常収益は21億1,307万余、経常費用は18億4,551万余、当期経常増額は2億6,755万余の増となっております。この増額分は、設備整備のための積立金に充てることとしており、適正に処理される予定でございます。

続きまして、令和3年度の事業計画です。

おおむね令和2年度と同様の事業実施を予定しておりまして、健診受診率の一層の向上、また、さらなる精度管理の向上に取り組んでいく予定でございます。

最後に、令和3年度予算の概要でございます。

経常収益は22億7,996万余、経常費用は21億3,444万余で事業実施することとしております。

今後も、予算の執行に当たりましては、より一層効率、効果的に運用するとともに、公益財団法人として適切な運用が行えますよう指導に努めてまいります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○橋口海平委員長 最後に、報告第11号及び報告第12号の説明をお願いいたします。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

報告議案、2件について御説明申し上げます。



資料の25ページをお願いいたします。

まず、報告第11号、公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出についてですが、これについては、資料26ページの概要を基に御説明申し上げます。

1の財団の概要でございますが、この法人は、アイバンク事業及び移植医療の普及促進に関する事業を行うことを目的といたしまして、昭和54年3月29日に設立され、平成25年4月1日付で公益財団法人に移行しております。

次に、2の令和2年度の事業報告でございます。

まず、(1)普及啓発事業は、移植医療に対する県民の理解と協力が得られるよう普及啓発を行っております。(2)の摘出あっせん業務では、9名から眼球の提供者があり、そのうち13眼のあっせんを行っております。(3)の組織適合検査費用の助成では、検査費用の一部補助を行っており、実績は23件ございました。

3の令和2年度決算でございます。

(1)経常収益の決算額は1,000万円余であります。次に、経常費用でございますが、決算額は988万円余であります。経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は12万円余の黒字となっております。

4の令和3年度事業計画でございますが、おおむね昨年度と同様の事業実施を予定しております。

最後に、5の令和3年度の予算でございますが、おおむね昨年度と同様の予算額により事業を実施する予定としており、経常収益は1,040万円余、経常費用は1,024万円余となっております。

続きまして、資料27ページをお願いいたします。

報告第12号、公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出についてですが、これにつきまして

は、資料28ページの概要を基に御説明申し上げます。

まず、財団の概要でございますが、この法人は、理容、美容、旅館などの生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じて、その衛生水準の維持向上を図ることを目的として設立されております。

次に、2の令和2年度事業報告でございます。

まず、生活衛生関係営業指導事業は、経営相談、融資相談及び苦情相談等を実施しております。

(2)の景気動向等調査事業は、県内の70の生衛業者に対しまして、経営動向や設備投資の動向を四半期ごとに調査するものでございます。

(3)の生活衛生営業振興助成事業は、各同業組合が実施する生衛業の振興のための事業に助成するものでございます。

3の令和2年度決算でございます。

経常収益の決算額は1,962万円余であります。次に、経常費用でございますが、決算額は1,949万円余であります。経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は12万円余の黒字となっております。

4の令和3年度事業計画でございますが、おおむね昨年と同様の事業実施を予定しております。

最後に、5の令和3年度予算でございますが、新型コロナ関連の相談支援事業を強化するため、県補助金を増額している影響で、経常収益は2,894万円余、経常費用は2,888万円余となっております。

説明申し上げましたこの2つの財団の予算の執行に当たりましては、今後とも、より一層効率的な執行に心がけ、適切な運営が行われますよう指導に努めてまいりたいと考えております。

薬務衛生課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 以上で後半グループの説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、明瞭に、はっきりとした口調で発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○池田和貴委員 12ページ、薬務衛生課なんですけれども、薬務行政の(1)の薬価等基準調査のところの後発医薬品の品質確保や信頼回復のための試験検査、この信頼回復って書いてあるので、これ、信頼回復って何かまずいことが入ったっちゃうことかな。これ、ちょっと教えてほしいなと思って。

○樋口薬務衛生課長 後発医薬品につきましては、今年度3月頃、日医工とか幾つかの後発品メーカーで減薬であったり、生産する途中で適合しないものが幾つかありまして、処分のほうを幾つか企業が受けて、1か月ほど停止を受けたりしております。その影響もありまして、卸とか薬局のほうに今後発品が届かないというふうな事態が起きておまして、その信頼回復のためにも、こういった検査をすると国のほうが計画いたしまして、県のほうでも手を挙げたというような状況でございます。

○池田和貴委員 分かりました。

続けて、もう1点いいですか

次は、これは24ページ、健康づくり推進課、熊本県総合保健センターの経営状況について説明をしていただいたんですが、すみま

せん、私がもつとこの公益財団法人の中身をよく知っていればいいんですが、2年度の決算で、健全に経営されているんだろうと思うんですけども、2億6,000万円の経常増減額が計上されているんですね。経常収益に対して1割以上利益が出ているってことで、これはもう健全だとは思いますが、ただ、その公益財団法人として、この辺は、なぜこんな利益を出さなきゃいけないのか、何か機器のための積立てとかっていうことで御説明あったと思うんですけども、これ、ちょっとその仕組みとかそういうのを教えてもらいたいなと思って。

○岡健康づくり推進課長 令和2年度の決算の御説明ですが、昨年度がちょっと特殊でございまして、この経常費用1億8,045万円余なんですけど、昨年、コロナの影響で健診の実績がかなり落ちておまして、これで経常費用が少なくなっている状況でございます。そういうことも影響いたしまして、当期の経常増減額が増えている状況でございます。

ですので、令和3年度の経常増減額の見込みであると1億4,000万ということで、今年度は、コロナの影響の健診状況も回復しておりますので、例年どおりの経常収益になるんじゃないかなというふうに思っております。

○池田和貴委員 分かりました。今期が経常費用が少なくなったということで、経常の利益が増加したってことは分かりました。

この増加した利益は、機器を購入するための何か積立てとかいう説明がさっきあったかと思うんですが、この利益の使い方について、どういう使い方するのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○岡健康づくり推進課長 令和2年度で申し上げますと、施設設備積立てとして約2億1,000万円余を計上される予定でござい

て、令和2年度末までの累計で13億4,000万円余となっております。適時、検診車のリニューアルでありますとか……。

○池田和貴委員 検診用の車のリニューアル。

○岡健康づくり推進課長 そうです。機械整備等で毎年リニューアルしているようなものもございますので、そういうものに使うようなことで積み立てております。

○池田和貴委員 分かりました。ありがとうございました。

○内野幸喜委員 部長の総括説明の中で、ワクチン接種が進んだことにより減少傾向が継続していますという話がありました。

ちょっとワクチンについて聞かせていただきたいんですが、昨日、これもさつき県からいただいている資料で、昨日現在で、対象人口の約157万のうち、1回目接種が81%、2回目接種が72.65%と、予想以上に、私も速いスピードで進んでいるなっているんですが、大体今後の見通しっていうか、どれぐらいまでいきそうだったというのが分かりませんか。恐らく1回目が81%なんで、ここで仮に打ち止まったとしても、80%ぐらいまではいくんだらうなっているのは分かるんですけども、今後さらにどれぐらいまで接種率が進むのかっていうのを教えていただければと思います。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

10月の第1週に、第15期の2のワクチンのほうが本県のほうに届きます。ワクチンで全部接種した場合ですが、約90%、12歳以上が157万5,000人に対しまして、141万7,000人が打てるワクチンが届きますので、その接種が

全て進みますと、11月までに90%接種が進むということになります。

○内野幸喜委員 当初の予想よりも結構接種率が上がりそうだったということですね。

今、このワクチン効果って私はきっと出ているんだと思うんですね。これだけじゃなくて、いろんな複合的な要因で、これだけ劇的に陽性者数って減っていると思うんですが、その中で、やっぱワクチンというのは効果ができていると思います。

ただ、これから、まだ1回目打っていない方とかもいらっしゃると思うんですね。そういった方に、これ、もう当然、打つ打たないは御本人の判断なんですけれども、中には、いろんな事情があって、仕事で行けなかったりとか、そういう方もいらっしゃると思いますので、ある程度ワクチンの接種が進んだとしても、そういう機会、打てる状況ってのは確保していかないといけないと思うんです。

ただ、自治体と話をすると、接種者が少なくなってくると、なかなかこの保存等の問題もあって非常に難しい状況も生まれてくるっていう話も聞いていますので、その辺、何か県として考えていることって、ちょっと教えていただければなと思います。

○樋口薬務衛生課長 今後の進め方につきましても、市町村と連携しまして、広報誌とかあらゆる媒体を活用して、広く県民にできるだけ早く希望する方の接種が終わるように、情報提供をしっかりと行うよう市町村のほうにもお願いしているところでございます。

○内野幸喜委員 そこはしっかりお願いしたいと思います。

それからもう1点、ワクチンの件で、これ、淵上先生が一般質問で外国人へのワクチン接種について質問されました。これは、私の地元長洲町だと、550名外国人の方がいら

っしゃって、うち450名を集団接種っていうことで、実は昨日で完了しています。3グループに分けて、150名ずつ、8月24日から毎週火曜日に接種して、昨日で6回にわたる接種が終わって、450人全て完了しました。

外国人の方、これ、技能実習生の方がほとんどなんですけど、共同生活されていらっしゃる方がやっぱり多いんですね。そうすると、例えば、お1人の方が感染すると、一緒に住んでいらっしゃる方も感染しやすい傾向にあるっていうことで、町としても、こうやって集団接種やったんですが、県としては、いろんな取組やっていると思うんですが、恐らく今もまだ接種できていない外国人の方って結構いらっしゃると思うんですよ。だから、そこを、この間の部長の答弁だと、いろんな形でやっていますっていうことをおっしゃっていましたが、例えば広域接種センターでは、今は、その申込みがあって、外国人の方と分かった場合は、直電して、通訳の必要の有無とかそういうのを聞いているって言われてましたが、そういう対策も当然やっていたかないといけないんですが、例えば、外国人専用の接種枠を設けるとか、そういった考えがあるかないかとか、ちょっとその辺を教えていただければなと思うんですが。

○樋口薬務衛生課長 現在のところ、外国人枠というのは設けておりませんが、外国人の方も、当然住民票なり接種券をお持ちですので、普通に扱ってはおりますけれども、その辺、また、今後外人枠については検討したいというふうに考えます。

○内野幸喜委員 状況次第では、そういったことも検討していただければなというふうに思います。

○藤川隆夫委員 今に関連するような話になるんですけれども、今外国人の話ありまし

たけれども、大都市圏では、住所不定の方を含めて打つような、集団接種のような話が出てきております。住所不定で、浮浪者みたいな方々を含めて。そういうふうな部分に関しての県の見解というか、県は、どのように今後、そういう方々、あんまりいないとは思いますが、どうされるのかというのが1点と。

それと別に、もう一つ、ブースターの話が今出てきております。これは、正式に国のほうから医療関係者の3回目のブースターをって言ってくるのかどうかっていうことをお聞かせいただきたいと思います。

○樋口薬務衛生課長 基本的には、やっぱり住民票がある方を今検討しておりますので、まだ浮浪者の対応については、まだ今検討はしていません。

3回目の接種につきましては、9月22日付で国のほうから通知が参りまして、9月17日に開催されました国の分科会において、追加接種が必要ということで、おおむね2回接種から8か月以上が妥当という見解が示されまして、国では、県、市町村において、それに向けた体制確保の準備について取りかかるよう通知が参りましたので、今現在、市町村と、役割についてとか実施機関、計画の見直しについて、今検討を始めているところでございます。

○藤川隆夫委員 今ので話は分かりました。3回目のブースターを8か月以上空けてするって話、新聞の報道どおりだろうというふうに思っています。当然これは、やはり医療従事者っていうか、最初に打たれた方を最初にとっていう考え方でいいんだろうというふうに考えております。

ただ、このブースターに関しましては、アメリカ等でも接種量を、例えば、モデルナは2分の1にしているだとかそういうふうな情

報もありますけれども、その付近の情報って何か入ってきていますか。

○樋口薬務衛生課長 ワクチンの種類につきましては、今回の通知の中では、今後科学的知見を踏まえて追って示すということで、具体的なことは、まだ明記されておられません。

○藤川隆夫委員 分かりました。以上です。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○池永幸生委員 9ページで入院病床の確保ってありますけれども、今少し第5波が落ち着いてきているのかな。蔓延防止もやはり緩くなった、その中で、これはやっぱりある程度収束したならば、この事業はもう取りやめという形になりますか。

○阿南医療政策課長 病床確保の、いわゆる空床補償についてのお尋ねがございました。この取扱いについては、次の第6波に備える必要があるということでございますので、引き続き年度内いっぱい予算を確保させていただいているところでございます。

また、今後の取扱いについては決まっておりませんので、今も病床確保には努めているところでございます。よろしくお願ひします。

○橋口海平委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

それでは、なければ、以上で後半グループの質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第4号及び第8号について、一括して採決したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認め、一括

して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第33号を議題といたします。

請第33号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○上野健康危機管理課長 請第33号の請願の状況について説明いたします。

まず、請願要旨の1、2のPCR検査等の状況でございますが、まず、本県におきまして、行政検査につきましては、県や市の検査機関に加えまして、民間検査機関及び医療機関に委託をしまして、必要な検査体制を整備しているところでございます。

検査体制の整備に当たりましては、県内45か所の医療機関や民間検査機関に対しまして、昨年度に引き続き今年度も、検査機器整備の助成を実施しており、現在1日最大3,000件のPCR検査が可能となっております。

また、県医師会と連携いたしまして、発熱等の症状がある場合に、診療検査が可能な医療機関を県内約660か所登録をしているところでございます。

一方で、無症状者への大規模検査の実施ということになりますと、モニタリング検査と水際対策としての検査の2つが目的として考えられます。

まず、モニタリング検査でございますが、緊急事態措置区域であった地域におきまして、再度の感染拡大の予兆等の早期探知を目的とするものとしたしまして、基本的対処方

針におきまして、国が実施をするということになっております。

また、水際対策としての検査となりますと、感染が拡大している地域等から県内へ流入させないことを目的とするものでございまして、このため、陸路を含みます全ての経路での検査の実施、それと、検査を受けた方をとどめおくということが必要になるのではないかと考えております。

抗原検査キットの配布などにつきましてですが、無症状者に対しましての検査につきまして、通常はPCR検査やLAMP法検査等が使用されております。抗原検査キットを用いた検査におきましては、適切な検査性能が発揮できないということで、抗原検査キットは推奨はされておられません。

また、症状がある方に抗原検査キットを使用する際には、この唾液の検体を用いることができないということで、鼻咽頭拭い液や鼻腔拭い液の採取が必要になってまいります。

今般、国から希望する学校等へ抗原検査キットが配付されておりますが、これも、検査対象者は、症状がある教職員などと4年生以上の児童ということで、検体を自分で採るということになっておまして、無症状の児童生徒、教職員等を対象としているものではございません。

それと、ちょっと他部局の所管になってまいります。企業等が自主的に行うPCR検査への支援につきましては、本年2月から、新たなクラスターの発生や店舗での飲食に起因する感染の拡大を防止するため、飲食店従業員向けのPCR検査の受検に関する費用につきまして、市町村を通じて助成を行っているところでございます。

それと、4のところですが、陽性患者が安心して仕事を休める補償につきまして、健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない場合、傷病手当金の支給対象となるほ

か、会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合には、会社が当該労働者へ休業手当を支払うことになっております。

一方で、自営業者は、労働者ではなく事業主であることから、社会保険制度ではなく、緊急小口資金や総合支援資金、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付け等を利用していただくこととなります。

そのほか、状況に応じた様々な助成金や融資等を国等が整備しており、県では、熊本県中小企業者向け支援策ガイドブックなどで周知を行っております。

以上が請第33号に係る状況説明になります。

○橋口海平委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○藤川隆夫委員 今確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、この事項の1に関しては、この文書でいくと、どちらかというと、モニタリングという性格というふうに捉えていいのかなというふうに思っているんですけれども、モニタリングに関しましては、先ほどありましたように、検査をしても、そのままどこへでもここを通じて、県外から入ってきた方が旅行に出かけられるってことですね、とどめおくことができないって話でありました。

であるなら、結局、逆に言うと、あまり意味がないのじゃないのかなというふうに思います。いや、逆に言うと、追跡が可能であると、どういう形で範囲が広がるかというのは分かるのかもしれませんが、今の話でいくと、とどめおくこともできないし、GPSつけて追跡することもできないわけなんで、まして、このPCR検査自体は、症状があつて陽性の方で無症状の方ですね、症状があつてPCR陽性で、なおかつ、その後療養しながら無症状になった場合に、私が聞いて

いる範囲だと、無症状で7日間以上たった場合には、そのままPCR検査せずに元に戻るって話というふうに私は聞いております。

結局、なぜそうなったかっていうと、ある程度症状がなくて、排菌してなくてもPCR検査で陽性に出るって話を聞いておりますけれども、この部分はそれでよろしいですか、そういう理解で。

○上野健康危機管理課長 感染されて治られた方につきましても、一定期間、ウイルスのいわゆる残骸をPCRでは拾って、それが増幅されて陽性に反応することがございますので、そこは間違いのない事実でございます。

○藤川隆夫委員 ということは、結局、そこでPCRをやっても、本当に感染しているかどうかで厳密な意味では同定できないっていうふうな考え方でというふうに考えてよろしいですかね。

○上野健康危機管理課長 あくまでもPCRは検査でございますので、感染してるしてないというのは、その後の医師の診断があつて初めて、感染か感染じゃないかっていうことが判断できるかなというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 もう1点の抗原検査キット、今学校に配付されている、その中で症状がある人に検査をするっていうこと、これ、当然だろうと私思うんですけれども、というのは、抗原検査キット自体の精度っていうものが、まだ50%程度だというふうにも言われておりますので、症状がない方にやった場合に擬陽性とも出る可能性もあるし、きちっとした形で把握することが恐らくできないんだろうなと思っております。

そういう意味では、やっぱり症状がある方、そして、なおかつ、鼻咽頭からという

話でありますので、それも小学4年生以上とおっしゃいましたけれども、なかなか鼻咽頭から粘液を採取するっていうのは難しいと思います、この小学生に関しては。そういう意味において、今言った形で、やっぱり症状がある方にされるっていうのが、やっぱりある意味理にかなったものだろうというふうに思っておりますので、この無症状感染者の早期発見という意味においては、これ自体も、あまりこの検査自体は意味をなさないのかなというふうに私は考えます。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかにありませんか。

○西聖一委員 感染症対策で、やっぱり早期発見、早期隔離、早期治療が原則だと思うんですね。今、第5波が落ち着いて、これから第6波に備えて、当然対策本部でもいろいろ今後の対策を検討していく中において、藤川委員がおっしゃっていることももちろん事実でしょうけれども、まず検査をしないと分からないというのも、これも事実だと思うんですね。

この内容については、当然今後検討していくべき案件だと思っています。現在は難しい部分ももちろんありますけれども、それを乗り越えていかなければならないのかなというのと、それから、抗原検査キット、これも今学校配付ですけれども、そのうち国民にとって話も国のほうで動いているような流れの中で、検査の仕方が難しいというのは、もうマスク等でも私も分かりますけれども、でも、やっぱりその早期発見に努める請願ですから、何も否定する必要はないのかなという思いですけれども。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。なければ、これで質疑を終了いたします。次に、採決に入ります。

請第33号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 採択、不採択、両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第33号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○橋口海平委員長 挙手少数と認めます。よって、請第33号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入りますが、本日は、3密を防ぐために出席職員を限定しておりますので、この場でお答えできない内容については、後日、文書等で回答させていただくことといたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、委員から何かありませんか。

○池田和貴委員 先ほど内野委員が質問するときに、毎日、皆さん方のほうから感染の状況についてメールいただいております。非常に我々も、それを見ながら、日々の感染状況とかいろいろ確認をさせていただいております。

今ようやく感染の数が収まってまいりましたので、いわゆる報告も、かなり早い時間、4時から5時ぐらいの間にいただくことになっているんですけれども、やはり感染が多かったときって、かなり遅くまで来ないことがありました。これは、多分皆さん方一生懸命

やられていたと思うんですが、ただ、やはり本来、私、今、DXを県庁内でずっと進めるような方向になってまして、もともとのその感染データが、現場からデータで全部集まるような仕組みになっていると、私たちに頂けるような資料っていうのは、時間である程度切ってやることでできるんじゃないかなってちょっと思ったりしてたんです。

もしかしたら、やっぱりそういうのを今後やっていったほうが、感染症の対策にもなるし、現場の皆さん方にも、私はいいんじゃないかというふうに思っております。

自民党総裁選の中で、例えば、高市早苗さん総務大臣をされてて、救急車にアイパッドを備えてて、そこで、救急の病院がどこが空いているかっていうのを、その中で確保するようなことも政策として出されているんですよ。そうすると、やはり、デジタル化っていうことをやっていくことによって現場の人たちにもメリットがあると思うんです。

これはもう答えは要りませんが、せっかく今落ちてきているところなので、もう一回そういうものを踏まえて、今回の感染症対策について、デジタル化を含めて、どうやれば皆さん方の業務も効率化されるし、現場に対してもいい影響が出るかっていうことを、ぜひ検証をしていただきたいというふうに思います。

特に、第6波が来る前に、そういった検証結果を踏まえて、少しでも現場の中での改善が進むことがあったほうが、仕事をされる皆さん方にもいいでしょうし、患者さんにとっても私はいいんじゃないかというふうに思いますので、そこは要望としてお願いしておきます。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 この新型コロナの感染症の中の抗体カクテル療法に関してちょっとお聞



きしたいと思っております。

現在、国のほうで薬品を入手し、そして必要な医療機関に配分されていると思っております。ただ、実際どの程度国は確保しているのかというのが全く見えてこなくて、最初のうちは20万回分確保し、そのうち7回分を初期に医療機関に配布しろって話は聞いておりましたけれども、その後の情報というのが全く出てきていないというふうに思っております。そのような中で、県下でも数か所抗体カクテル療法やられているというふうに思っております。

そういう中で、国のほうで在宅でって話が今出てきております。在宅でやる上においては、訪問診療されている医療機関なのか、どこがやるのかちょっと分かりませんが、実際問題として、点滴をして、やっぱり1時間ないし2時間は、やっぱりそこで患者の状態を見なきゃいけないというふうに考えております。

そういう意味において、この熊本県において、この在宅でのカクテル療法っていうのは本当にやれるのだろうかという不安とか心配が1つ。

できれば、逆に言うと、ホテルなり何なりに、療養施設に入っているところに医師が向いて行ってされるほうが、実は、より安全なのかなというふうな思いもありますし、感染のリスクも、医療関係者減るんじゃないかなというふうに考えております。

今の状況、実際問題として必要な分だけ薬が来るのかっていうことと、現実、在宅でっていうけれども、それが可能なのかどうかと、この2点だけ教えてください。

○阿南医療政策課長 医療政策課でございます。

ロナプリーブ、抗体カクテル療法についてのお尋ねをいただきました。

現在国から十分来ているのかという1点目

のお尋ねなんですけど、現在、コロナ患者を受け入れる入院医療機関のみで実施しております。入院医療機関が今50です。そのうち33の医療機関で実施していただいております。

9月13日の情報ですけれども、これまで、投薬依頼、403名の方に実施しているということで、こちらは重症化を防ぐ抗体でございますので、非常に効果が上がっているという報告を受けております。

今、在庫について、各その医療機関が在庫の登録を行っています。5セット欲しいなら5セットということで、県を通じて登録を行っています。1つ使えば、自動的に薬品会社が来るという形でとっております。そのような形で、現在のところは円滑に運用されているものと認識しております。

あと、2点目の在宅医療への実施についてでございます。

最近、国からの通知でそういうことも可能だよということになりましたけれども、現時点においては、やはり投薬後について、やっぱり一定期間経過観察しなきゃいけないとか、当然でございます。そういった状況もありますので、入院医療機関との連携ということで、それを十分確保できるのか、その場に、厚生労働省にきちんと報告せよということになっております。

現時点におきましては、熊本県内はそういった動きございません。やっと入院医療機関から外来ですね、それも外来についても入院医療機関で実施できるというふうになっておりますので、その点を一部始めた病院があるというふうに聞いていますので、慎重に対応していかなきゃいけないというふうに思っています。

また、新しい情報がありましたら、また、情報収集して御報告したいと思います。

現時点では以上でございます。

○藤川隆夫委員 分かりました。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○西聖一委員 保健所の機能強化はずっと述べさせていただいているんですけども、今落ち着いた段階で、第6波、もう最低限第5波レベルの想定でもう一回体制をつくる必要があるんじゃないかなと思っています。

そのお考えが今分かるのがあればお聞きしたいのと、あと、荒尾地区のほうが非常に感染が多かったと思うんですが、福岡県から流入したっていう話で私たちは捉えていたんですけども、何か大牟田市が保健所を廃止しているみたいなんですね。大牟田、荒尾って生活圏が一体化しているところなので、ここは逆に、大牟田市側からすると、熊本県からっていうイメージがあったのかもしれませんが、福岡県と、一番大都市なのに保健所機能が薄いついていうところは、ちょっと協議したほうがいいんじゃないかなというふうに思っているんですけども、いかがでしょうか。

○椎場健康福祉政策課長 保健所の機能強化についてお尋ねがございました。

保健所の機能強化につきましては、今回の第5波におきまして、潜在保健師さんを会計年度任用職員、いわゆる市中にいらっしゃる、今時間のある方の保健師さんを会計年度任用職員として利用するなど、あるいは本庁から応援職員を派遣するなどといったような取組、人的な応援体制を構築したりしております。

また、さらに、搬送業務について、車を増やすだとか、そういったことも含めまして、外部委託なども活用しながら強化をしているという状況でございます。

今回、第5波の状況を踏まえまして、さらに必要なところにつきましては、各保健所の皆様とも意見交換をしながら必要な対策を講じていきたいというふうに思っております。

それから、すみません、大牟田の保健所の件につきましては福岡県のことになりますので、大牟田の保健所が廃止された……。

○内野幸喜委員 南筑後保健所です。

○椎場健康福祉政策課長 というふうな、一部聞いておりますけれども、その影響が具体的にどういった形で本県に来ているのかっていうのは、ちょっと我々のほうでも今のところは分析もできておりませんので、今後、保健所のほうにも聞き取りするなど、いろいろ対策を考えていきたいと思っております。

○西聖一委員 よろしくお願いたします。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書等が8件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第7回厚生常任委員会を閉会いたします。

午前11時43分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長